金沢市公報

第３２００号の３

令和７年（2025年）12月１日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎　目　　次　　ページ

●選挙管理委員会告示

○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について（選挙管理委員会）　1

○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について（　〃　）　1

○教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について（　〃　）　1

○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について（　〃　）　1

○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について（　〃　）　2

選挙管理委員会告示

◉金沢市選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第５項及び同法第75条第６項において準用する同法第74条第５項の規定により次のとおり告示します。

令和７年12月１日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,431人

◉金沢市選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第４項、第80条第４項、第81条第２項及び第86条第４項においてそれぞれ準用する同法第74条第５項の規定により次のとおり告示します。

令和７年12月１日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

123,848人

◉金沢市選挙管理委員会告示第64号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第２項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第４項において準用する同法第74条第５項の規定により次のとおり告示します。

令和７年12月１日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

123,848人

◉金沢市選挙管理委員会告示第65号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第５項の規定により次のとおり告示します。

令和７年12月１日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,431人

◉金沢市選挙管理委員会告示第66号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第４条第11項及び第５条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第５項の規定により次のとおり告示します。

令和７年12月１日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,924人

令和７年(2025年)12月１日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金 沢 市 役 所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄